

議案第 1 1 号

八幡浜市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市消防団条例の一部を改正する条例

八幡浜市消防団条例（平成 1 7 年条例第 2 0 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
<p>(サービス)</p> <p>第 1 3 条 消防団員は、団長の招集によって出場しサービスするものとする。招集を受けない場合であっても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、サービスに就かなければならない。</p> <p>2 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、<u>又は</u>著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。</p> <p>(消火及び水防等の活動)</p> <p>第 1 4 条 <u> </u>災害の現場に到着した消防団は、設備、機械、器具及び資材を最高に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めて、水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。</p> <p>(現場保存)</p> <p>第 1 5 条 <u>災害の現場 </u>において死体を発見したときは、責任者は市長に報告するとともに、警察官又は検死員が到着するまで、その現場を保存しなければならない。</p> <p>(消防機関の命令)</p> <p>第 1 7 条 消防団員は、市長の命令又は許可を<u>得ることなく、</u>市外の<u>災害の現場 </u>に出場してはならない。ただし、出場の際は市の区域内であると認められたにも<u>かかわらず、</u>現場に近づくに従って市の区域外と判明した<u>ときは、</u>この限りでない。</p>	<p>(サービス)</p> <p>第 1 3 条 消防団員は、団長の招集によって出場しサービスするものとする。招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害 </u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、サービスに就かなければならない。</p> <p>2 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、<u>若しくは</u>著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。</p> <p>(消火及び水防等の活動)</p> <p>第 1 4 条 <u>水火災、その他の</u>災害の現場に到着した消防団は、設備、機械、器具及び資材を最高に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めて、水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。</p> <p>(現場保存)</p> <p>第 1 5 条 <u>水火災、その他の災害現場 </u>において死体を発見したときは、責任者は市長に報告するとともに、警察官又は検死員が到着するまで、その現場を保存しなければならない。</p> <p>(消防機関の命令)</p> <p>第 1 7 条 消防団員は、市長の命令又は許可を<u>得ないで</u>市外の<u>水火災その他の災害現場 </u>に出場してはならない。ただし、出場の際は市の区域内であると認められたにも<u>かかわらず、</u>現場に近づくに従って市の区域外と判明した<u>ときは、</u>この限りでない。</p>

<p>(報酬の種類)</p> <p>第32条 消防団員の報酬は、別に定めのあるもののほか、次のものを支給する。</p> <p>(1) <u>年額報酬</u></p> <p><u>(2)</u> 出動報酬</p> <p>2 (略)</p>	<p>(報酬の種類)</p> <p>第32条 消防団員の報酬は、別に定めのあるもののほか、次のものを支給する。</p> <p>(1) <u>年報酬</u></p> <p><u>(2)</u> <u>年末警戒報酬</u></p> <p><u>(3)</u> 出動報酬</p> <p>2 (略)</p>
--	---

別表第1を次のように改める。

別表第1

消防団員報酬支給額表

1 年額報酬（年額）

区分	支給額
団長	164,800円
副団長	126,400円
分団長	95,100円
副分団長	51,200円
部長	42,100円
班長	37,900円
団員	36,500円
支援団員	1,500円

- 備考 1 半期ごとに支給する。ただし、支援団員は、一括で支給する。
- 2 新たに消防団員となったときにあつては消防団員となった月から、退職し、死亡し、免職され、又は降職されたときにあつては当該事由が生じた月の前月まで、月割計算により算出した額を支給する。
- 3 昇任したときにあつては、昇任した月から月割計算により算出した額と昇任した月の前月まで月割計算により算出した額を合わせた額を支給する。
- 4 備考2及び備考3の月割計算においては、1か月当たりの支給額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 出動報酬（消防団員1人につき、出動1日当たりの額）

区分		支給額
災害出動	6時間以上	8,000円
	4時間以上6時間未満	6,000円
	4時間未満	4,000円
訓練警戒出動	2時間以上	3,500円
	2時間未満	2,000円
搜索出動	6時間以上	8,000円
	4時間以上6時間未満	6,000円
	4時間未満	4,000円
その他団長の命による出動		2,000円

備考 半期ごとに支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の八幡浜市消防団条例（次項において「新条例」という。）別表第1中1の項の規定は、令和4年度分以後の年額報酬について適用し、令和3年度分までの年額報酬については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第1中2の項の規定は、この条例の施行の日以後にサービスを開始した出動に係る出動報酬について適用し、同日前にサービスを開始した出動に係る出動報酬については、なお従前の例による。

提案理由

消防団員の報酬を見直すことにより、処遇を改善するため。

